

令和3年度

教育行政執行方針

余市町教育委員会

I はじめに

令和3年第1回定例会の開会にあたり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、新型コロナウイルスの感染拡大など先行きが不透明な「予測困難な時代」を迎えており、さらには、情報技術の発達により社会が大きく変化することが予想される中、地域の発展を支える人材を育成することが、教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、本町の未来を担う人材を育て、新しい時代を切り拓く基盤です。一人ひとりが地域社会の一員として互いに尊重・協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。

II 基本方針

学校教育では、子どもたちに基礎・基本となる知識や技能を身につけさせるとともに、個性や能力を最大限伸ばし、社会で生きる力を養い、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう教育活動の充実に努めます。

また、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、さまざまな課題の解決にあたり、社会全体で子どもたちを支える環境づくりに努め、子どもたちの確かな成長をもたらす教育を推進します。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づき、施設の効率的な運営や効果的な情報提供を図るとともに多様化、高度化したニーズに対応し、心豊かに健康な人生を送る学習機会の提供に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

Ⅲ 重点目標

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実

社会が大きく変化していくなかで、子どもたちが将来の目標を持ち、社会との繋がりを実感しながら自立し、たくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むことが重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の検証を行い、子どもたちの学習意欲が高まるよう授業改善や学力向上の取組を推進するとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、子どもにとって望ましい生活習慣と学習習慣の確立に取り組みます。

学校生活や学習上で「困り感をもった児童生徒」や「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」に対して、引き続き、学習支援員等を配置し、きめ細かな教育活動に努めます。

これまでの学習指導とICT機器を組み合わせて活用することで、児童生徒の主体的な学習活動や学習意欲、さらには思考力と判断力、課題解決力の育成を図ります。

外国語教育では、引き続き、外国語指導助手を各小中学校に配置し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

特別支援教育につきましては、教職員全体の共通理解のもと各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関と連携を図り、児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うとともに、教育環境の整備に努めます。

学校だよりや教育活動の地域公開、学校評議員会や学校評価制度の運用、保護者や地域住民への情報提供を図り、学校運営協議会による地域に根ざした教育活動の充実と小中学校の連携強化に努めます。

学校における働き方改革を推進し、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間をより多く確保することで、持続可能な学校運営体制の整備・充実を図ります。

さらには、教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の指導力の向上に努めます。

2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、児童生徒が、主体的・対話的で深い学びを通じて、ともに支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識をもち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

生徒指導につきましては、児童生徒との信頼関係が最も大切であり、心が通いあう人間関係を構築し、児童生徒が自信や誇りをもち、自ら考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、引き続き、スクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携した支援に努め、早期にその実態や要因を的確にとらえ、児童生徒の抱える問題の解決に努めます。

また、不登校児童生徒の教育に対応するため、引き続き、適応指導教室を開設し、児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

いじめの問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる温かい学校づくりに取り組みます。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置付け、「いじめの実態調査アンケート」等の結果を活用するとともに、保護者との連携強化を図り、いじめの早期発見と早期解決に努めます。

体罰の問題につきましては、児童生徒への教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われないよう教職員の意識改革に努めます。

3. 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、命の尊さを自覚しながら思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。

非行防止や犯罪被害に遭わないため、学校における「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」、「SNS等の利用に関する指導」の充実を図るとともに、保護者や

地域住民への情報提供や啓発活動を行い、学校と家庭・地域の連携強化を図ります。

交通安全につきましては、関係機関と緊密な連携を図るとともに、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、児童生徒の安全確保に努めます。

学校施設につきましては、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに、引き続き、適切な維持管理に努めます。

学校保健につきましては、感染症防止対策の取り組みと児童生徒の意識向上を図ります。

また、健康診断や児童の歯の健康づくりのためのフッ化物洗口を引き続き実施します。

学校給食につきましては、学校給食調理場の衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。

また、学校給食に生きた教材として地場産品を活用し、子どもたちが食の重要性に関する理解を深め、食育を通じた望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書館につきましては、図書の実とあわせ、ボランティアによる読み聞かせの支援と余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用を図ります。

教材教具につきましては、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

教育支援の一環として、教育にかかる経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の実現には、感染症防止対策に取り組みながら、町民が多様な学習で得た成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいをもって明るく豊かな生活を送ることが重要です。

成人教育につきましては、まちづくりは人づくりの視点から、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供に努めます。

高齢者教育につきましては、健康で生きがいのある生活を実現するため、学習機会の充実を図るとともに、豊富な経験を生かせる環境づくりと地域交流に努めます。

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

青少年の健全な心身と豊かな人間性の育成のため、学校・家庭・地域社会が連携しながら、創造性や協調性などを育む良好な環境づくりが大切です。

障がいのある子どもたちには、小・中・高校生と関係団体による体験活動を通じて、交流機会の提供を図るとともに、地域のボランティアの育成に努めます。

放課後の多様な体験活動と学習機会の提供のため、子どもたちに安全・安心な活動拠点を確保し、地域住民との連携強化に努めます。

家庭教育につきましては、ブックスタート事業や子育て体験事業を通して、家庭の教育力向上と子どもとのふれあいの大切さを感じてもらうとともに、関係機関と連

携して子育てに関する情報の提供に努めます。

6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

芸術文化活動の振興につきましては、芸術文化の鑑賞機会の提供と活動を奨励し、裾野を広げていくことが重要です。

中央公民館につきましては、文化の高揚のため、社会教育関係団体と連携し、発表・鑑賞・創作機会の充実を図り、効果的な運営に努めます。

図書館につきましては、「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や関係施設、ボランティアとの連携を図るとともに、移動図書館の有効活用に努めます。

また、電子図書館の導入により利用者サービスの拡充と普及促進を図り、地域の情報拠点として魅力ある図書整備の継続に努めます。

歴史や伝統文化につきましては、貴重な文化財を広く広報し、郷土の歴史に関する資料収集と文化財施設の適切な保存と管理を行うとともに、埋蔵文化財や町内文化財資料の有効活用に努めます。

7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興

健康で充実した生活を送るためには、体力向上と健康増進を図ることが出来るよう世代に応じた環境づくりが大切です。

スポーツ少年団と体育連盟等の関係団体が連携し、スポーツを通じた世代間交流に取り組むとともに、子どもたちの体力の保持増進に努めます。

豊かな老後を築くため、関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ活動の機会提供と健康増進の奨励を図り、スポーツの振興に努めます。

IV むすび

以上、令和3年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。

余市町教育委員会としては、学校・家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、確かな学びや豊かな心を養成し、町民一人ひとりが生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町をめざし、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位ならびに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。